

災害共済給付制度



災害共済給付制度

日本スポーツ振興センターの**災害共済給付制度**とは
子供が**学校の管理下**で「けが」などをした時に、
保護者に対して給付金(災害共済給付)を支払う制度

【給付の対象】

始業前、授業中、昼休み、放課後
登下校中(通常の経路)
修学旅行、部活動中等 etc

災害共済給付制度

別紙3(1)

医療等の状況

学校(保育所)記入欄

立 学校(園)

平成 年 月 分

昭和 年 月 日生

平成 年 月 日生

被災児童生徒等 氏名

男 女

傷病名

(1)

(2)

(3)

診療開始日

(1) 平成 年 月 日

(2) 平成 年 月 日

(3) 平成 年 月 日

診療実日数

転帰

治癒 死亡 中止

診療請求点数

外来に係る療養

入院に係る療養

点

点

日間

医療機関へお願い

診療報酬請求点数及び負担金額欄

災害共済給付制度

【給付の対象外】

第三者による加害行為、交通事故等による場合
他の法令による給付を受けられる場合
地震・津波・洪水などの場合
高校生の故意の過失による災害や自殺などの場合
高校生の重過失(スピード違反など)←給付の減額

- ・自転車での自損事故は対象になります
- ・「けんか」「いじめ」はよほど悪質でない限り対象になります

災害共済給付制度

【災害の種類】

①負傷

療養に要する費用の額が5,000円以上(500点以上)のもの

②疾病

③障害

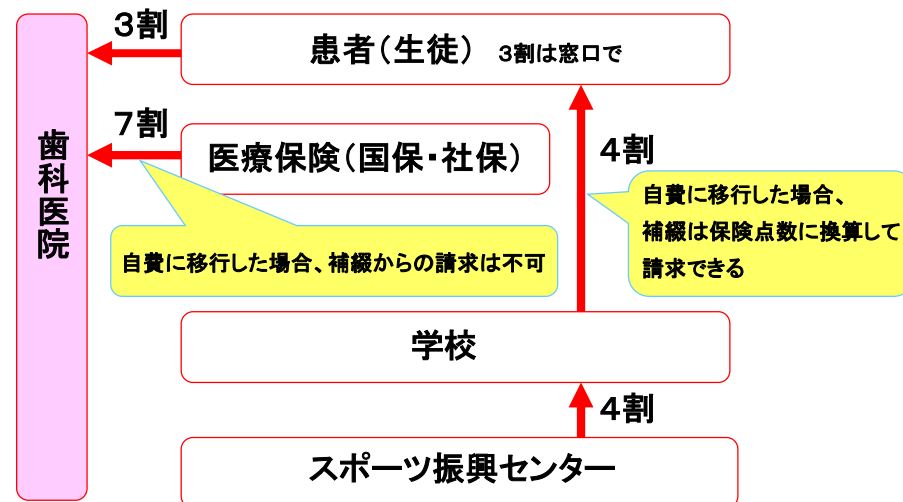
負傷が治った後に残った障害で、程度により1級～14級に区分

④死亡

特に①と③が歯科に関係

災害共済給付制度

～医療費の流れ～



注)医療費の支給期間は10年ですが、請求は2年で時効

障害見舞金

等級	障害	金額
第10級	14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	430万円(215万円)
第11級	10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	310万円(155万円)
第12級	7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	225万円(112.5万円)
第13級	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	150万円(75万円)
第14級	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	88万円(44万円)

額面通りの歯数では ()内の金額は通学中及びこれに準ずる場合
ありません

注)症状が固定(療養効果が期待できない状態)して請求を行わないと2年で時効

別紙2

障害診断書(障害見舞金支払請求用)

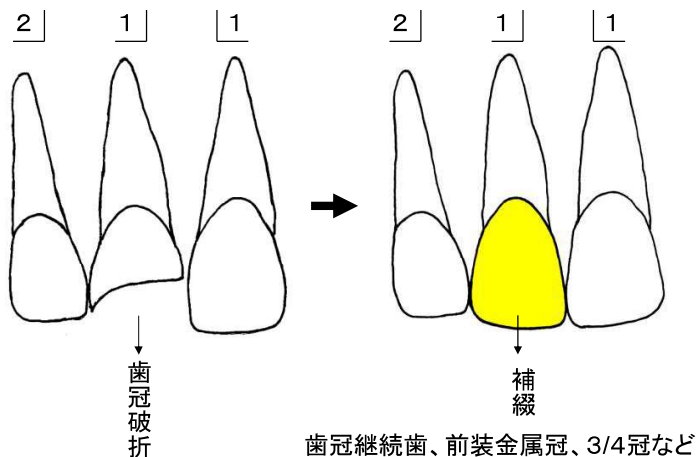
氏名	生年月日	昭・平 年 月 日 (歳)																																
受傷年月日	昭・平 年 月 日	治癒又は症状固定日																																
傷病名	※初診時の傷病名及び経過について記入してください。																																	
既存障害	※既存障害があれば、その程度について記入してください。																																	
障害の	※障害の部位・程度全数について記入し、詳細については、「具体的障害の程度及び内容」の欄に記入してください。																																	
障害	3 ある程度固形食は摂取できるが、これに制限があって十分でない 4 その他(嚥下・味覚等の障害)																																	
歯牙障害	※歯牙破折・欠損の部位・程度及び補綴の形態 ※歯冠部分の破折の部位とそれに対する補綴の形態を記入してください。																																	
	<table border="1"> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> <tr> <td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td><td>1</td> <td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td> </tr> </table>		8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8	8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																			
8	7	6	5	4	3	2	1	1	2	3	4	5	6	7	8																			

記入上お願い 1 該当する事項に○印をつけ、必要事項をご記入ください。

2 障害のない項目は、斜線で消し、訂正の場合は訂正印を押してください。

障害の等級

～ケースA～

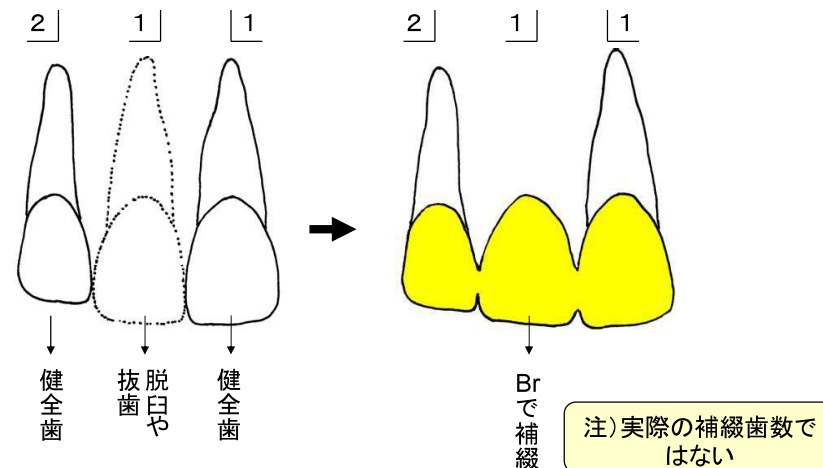


歯科補綴を加えたものの数: 1 歯 (障害の等級なし)

・充填やインレーは補綴の本数として数えることはできません

障害の等級

～ケースB～

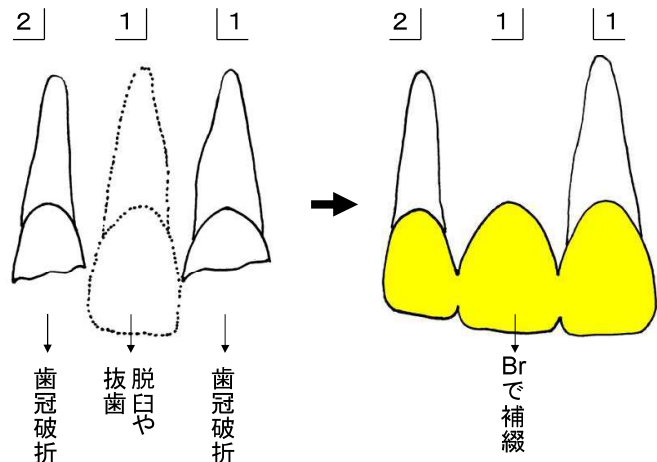


歯科補綴を加えたものの数: 1 歯 (障害の等級なし)

障害の等級

～ケースC～

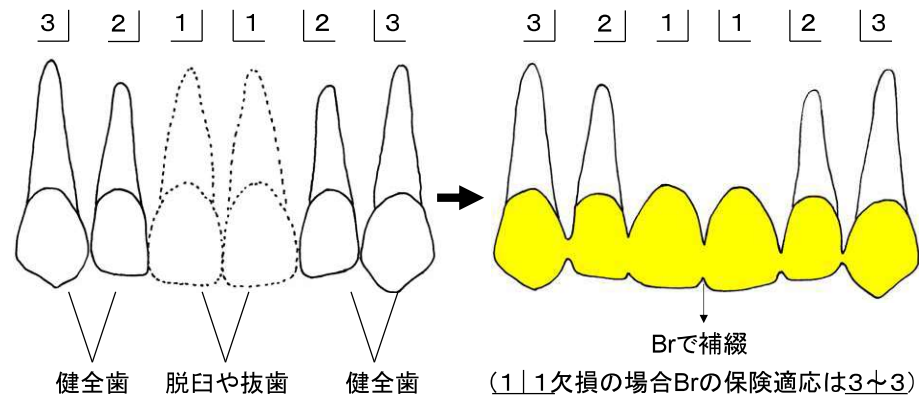
両隣在歯が歯冠継続歯、前装金属冠、3/4冠の適応症の場合



歯科補綴を加えたものの数: 3 歯 (障害の等級: 第14級)

障害の等級

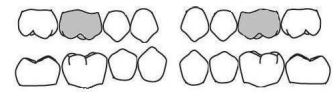
～ケースD～



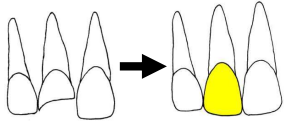
歯科補綴を加えたものの数: 4 歯 (障害の等級: 第14級)

・障害の判定では切歯2歯欠損の場合のみ隣在歯を含めて4歯とカウント
・たとえ有床義歯・インプラントで補綴したとしても障害の判定は14級となる

加重障害

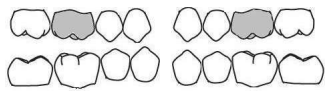


既にう蝕による補綴が2歯入っていた
↓
充填やインレーは除く

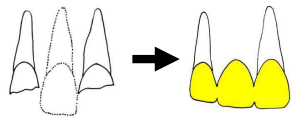


ケースAと同じ災害

歯科補綴を加えたものの数3歯(障害の等級14級)



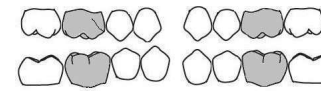
既にう蝕による補綴が2歯入っていた



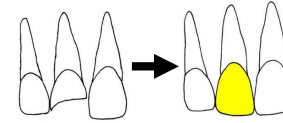
ケースCと同じ災害

歯科補綴を加えたものの数5歯(障害の等級13級)

加重障害



既にう蝕による補綴が4歯入っていた
↓



ケースAと同じ災害

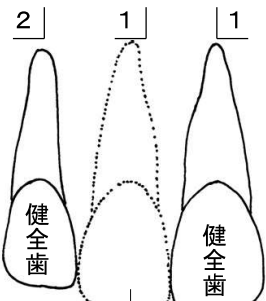
歯科補綴を加えたものの数5歯(障害の等級13級)

13級だからといって
150万円とはならない

第13級	5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	150万円(78万円)	差額
第14級	3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	88万円(44万円)	

障害見舞金額=62万円

歯牙欠損見舞金



脱臼や抜歯

1歯以上の永久歯を欠損した場合
(治療過程で抜歯したものも含む)
(後継永久歯のない乳歯を含む)

1歯につき歯牙欠損見舞金として
80,000円を支給
(令和3年4月以降の受傷に限る)

- ・障害見舞金との重複請求不可
- ・傷病の治癒または症状固定後に請求
- ・再植した歯は欠損歯数に算入しない。なお、再植歯牙が歯根 吸収等により無事故的に10年以内脱落した場合は、その脱落に対する医療費及びその結果として欠損したときは、歯牙欠損見舞金のいずれも支給の対象とする

歯牙欠損見舞金

別記様式第3

歯牙欠損診断書

氏名	生年月日		年 月 日 (歳)	
受傷年月日	年 月 日	傷病の治癒又は症状固定日	年 月 日	治癒症状固定
傷病名	※初診時の傷病名及び経過について記入してください。			
災害前	①今回の災害前に、欠損補綴(有床義歯、架工義歯、口蓋補綴及び顎補綴)あるいは歯冠修復(歯冠継続歯、前装鋳造冠、主部鋳造冠、部分鋳造冠のうちの前歯の4分の3冠、及び臼歯の3分の4冠、ジャケット冠、金属冠に限る。)を加えていた歯 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 該当歯 計 歯			
災害後	②今回の災害により、欠損(永久歯が根から全部取れてなくなったもの(治療過程で抜歯したものを含む。))した歯 ※再植した場合は、欠損した歯に含みません。 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 8 7 6 5 4 3 2 1 1 2 3 4 5 6 7 8 該当歯 計 歯 ③治療内容(補綴の形態など)			

災害共済給付制度

(平成22年度の加入率)

幼稚園:81.0% 保育所:88.4% 小学校:99.9%
中学校:99.9% 高等学校98.0%



給付金支給をめぐるトラブル

- ・学校から歯の治療費は全て給付されると聞いていて、親として十分な治療をと考え自由診療とした。なぜ給付される金額が少ないのか？
- ・障害見舞金について学校から説明されていない。見舞金があるのであれば、違った治療方法が選択できた。

必ずしも養護教諭の先生がこの制度を十分把握しているわけではない
(特に障害見舞金については歯科医師側が留意しておく必要がある)

詳細は、日本スポーツ振興センターの各支所まで

東京支所 03-5410-9165

大阪支所 06-6456-3601

広島支所 082-511-2822

お疲れ様でした